

## 公益社団法人日本放射線腫瘍学会 部会通則

### (目的)

第1条 この通則は、公益社団法人日本放射線腫瘍学会定款 第3条および第5条に拠り、部会に関する共通の事項を定めることを目的とする。

### (部会の設置)

第2条 理事会は、次に掲げる部会を設置する。

- (1) 小線源治療部会
- (2) 生物部会
- (3) 高精度放射線外部照射部会
- (4) 粒子線治療部会

### (適用)

第3条 当該部会の目的、事業及び事業に関連する必要な事項は、当該部会規約に別に定める。

### (部会員の種類)

第4条 部会は以下の部会員をもって組織する

- (1) 正部会員 日本放射線腫瘍学会正会員ならびに准会員のうち、別に定める当該部会規約の目的に賛同し、入会の意思を示した者
- (2) 名誉部会員 称号付与のみとし、当該部会に対し特に功労があり、部会幹事会が承認した者

### (部会員の除名)

第5条 当該部会における部会員で以下の一つに該当するときは幹事会の決議により除名することができる。

- (1) 当該部会の名誉を棄損する行為があったとき。
- (2) 当該部会の主旨に違反する行為があったとき。

### (役員の種類と人数)

第6条 部会は以下の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 常任幹事 若干名
- (3) 幹事 概ね正部会員の10%程度
- (4) 顧問幹事 若干名

### (部会長の承認と職務)

第7条 部会長は現幹事会が推薦し、日本放射線腫瘍学会理事会(以下理事会と略。)が承認する。

任期は1期2年とし、再任は2期まで(最長2期4年まで)とする。

部会長は当該部会を代表し、会務を統括すると共に、理事会および社員総会に会務を報告し、承認を得る。但し、部会長が日本放射線腫瘍学会理事(以下理事と略す)でない場合は、理事会で指名された担当理事が部会長に代わり会務を報告するものとする。部会長に事故があるときは、幹事会が推薦した者がその職務を代行する。尚、部会長の代行者については理事会の承認を得るものとしその任期は前任者の残存期間とする。

#### (幹事の承認と職務)

第8条 幹事は正部会員から部会長が推薦し、理事会が承認する。その任期は1期2年とし、再任を妨げない。幹事は幹事会を構成し、会務に関する重要事項を審議し、執行する。

#### (常任幹事の承認と職務)

第9条 常任幹事は幹事から部会長が推薦し、理事会が承認する。その任期は1期2年とし、再任を妨げない。

常任幹事は常任幹事会を構成し、部会長を補佐し、本部会の運営を行う。

#### (顧問幹事の承認と職務)

第10条 顧問幹事は経験年数などを考慮し、幹事の中から部会長が推薦し理事会が承認する。その任期は1期2年とし、再任を妨げない。顧問幹事は会務に対する助言を行う。

#### (役員年齢制限)

第11条 部会長および幹事、常任幹事においては、任期開始の9月1日時点で66歳未満、顧問幹事においては、任期開始の9月1日時点で71歳未満とする。尚、本人が退任を希望する場合はその限りではない。

#### (役員就任期間)

第12条 原則 奇数年の部会幹事会で、次期役員を選任し、遅くとも年度末の理事会までに審議、報告すること。就任期間は、奇数年の9月1日から2年後の8月31日までとする。尚、やむを得ない場合の役員追加の任期は、残存期間とする。

#### (部会学術大会長)

第13条 部会は、原則 年1回の学術大会を開催する。

2 部会学術大会長は幹事の互選により選出され、幹事会が承認した者とする。

3 部会学術大会長の任期は前年度の部会学術大会終了日の翌日から当該年度の学術大会終了時までとする。

4 部会学術大会長に事故がある場合は、幹事会が推薦した者がその職務を代行する。

(幹事会)

第 14 条 幹事会は部会長、常任幹事、幹事、必要に応じ顧問幹事で構成する。幹事会は通常幹事会と臨時幹事会の2種類とする。幹事会では、会務その他重要事項を審議決定する。議長は部会長が務める。

- 2 通常幹事会は年1回開催する。臨時幹事会は、前条の他に部会長が必要と認めるとき、あるいは幹事の3分の2以上の要求があったときに開催する。
- 3 幹事会は幹事2分の1の出席をもって議事を行うことができる。

(幹事会の議決)

第 15 条 幹事会の議決および承認は幹事の多数決による。可否同数のときは議長の裁決するところによる。但し、顧問幹事は議決に参加はできない。

(常任幹事会)

第 16 条 常任幹事会は部会長および常任幹事で構成する。

- 2 常任幹事会は原則、年1回以上開催する。

(小委員会の設置)

第 17 条 部会は、必要に応じて、小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会の委員長は、幹事会の決議を経て指名された正部会員がこれにあたる。
- 3 小委員会委員は小委員会委員長が推薦し、幹事会の了解を得て、部会長が委嘱する。
- 4 設置する小委員会の業務等については、別途細則に定める。
- 5 幹事会は、小委員会の委員構成、業務内容、その進捗状況などを、2年ごとに協議し、その継続、変更、廃止などを決定する。

(会計)

第 18 条 本部会の会計は日本放射線腫瘍学会会計に帰属するものとする。

(規約の改廃)

第 19 条 この通則の改廃は、理事会が行う。

(附則)

この規程は 2023 年 9 月 1 日役員就任手続きから適用するものとする。

2022 年 6 月 30 日 制定